

# 委託業務仕様書

## 1 適用

1. この仕様書は、正儀最終処分場調整槽清掃業務委託に適用する。

## 2 場所

1. 履行場所は、岡山市東区正儀 5050 とする。

## 3 期間

1. 委託期間は、契約の日より 令和8年3月31日までとする。

## 4 準拠

1. 受託者は、この委託業務の契約を締結した後、仕様書、図面（以下、設計図書という。）に準拠して、岡山市監督員の指示監督にしたがって、指定された期間内に委託業務をおこなうこと。  
なお、設計図書に明示されていないものについては、下記に準拠すること。

1) 労働基準法関係政省令

2) 労働安全衛生法関係政省令

3) 廃棄物の処理および清掃に関する法律

4) 酸素欠乏症等防止規則

2. 設計図書に交差符合しないものについては、岡山市監督員と協議をおこなうこと。

ただし、軽微なものについては、岡山市監督員の指示にしたがうこと。

3. 諸法令等の運用および適用に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。

## 5 提出書類

1. 受託者は、岡山市契約規則に定める次の書類を速やかに提出すること。

ただし、書類は、A4 サイズとする。

1) 契約締結時に提出する書類

1] 課税事業者届出書（1部）

2] 委託契約書（1部）

2) 委託業務の着手前に提出する書類

1] 業務責任者届（1部）

2] 委託工程表（1部）

3] 委託着手届（1部）

4] 作業主任者選任届（1部）

（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（写し）を添付すること。）

5] 監視人配置届（1部）

6] 特別教育修了者名簿（1部）

3) 委託業務の完了後に提出する書類

1] 委託写真帳（1部）

2] 酸素および硫化水素濃度測定報告書（1部）

3] 委託報告書（1部）

（作業日報及び搬入伝票（写し）を添付すること。）

4] 委託業務完了通知書（1部）

4) その他、岡山市監督員の指示する書類

## 6 作業管理

1. 受託者は、この委託業務の契約を締結した後、速やかに委託業務の詳細（日時・内容等）について岡山市監督員と打合せをおこなうこと。山上新最終処分場における汚泥等の搬入は、土曜日及び日曜日を除く 8:00～15:00 とすること。

2. 受託者は、現場責任者を定めるとともに、委託業務の履行においては、現場責任者を委託業務履行の場所に常駐させて、委託業務の履行に関する監督および取締りをおこなうこと。

3. 受託者は、この委託業務の履行において、現場の状況に応じた適切な作業方法を採用するとともに、十分な人員を配置して、浸出水処理施設の運転管理に支障を生じさせないこと。

4. 受託者は、この委託業務の履行において、資格を必要とする作業については、資格を保有する者に作業させること。

5. 受託者は、この委託業務の履行において、委託業務履行の場所に関係者以外の者が入らないよう適切な防止措置をとること。

6. 受託者は、有蓋・密閉構造のダンプトラックを使用して、汚泥等を運搬すること。

7. 設計図書に記載してある数値・数量等は、参考とする。  
受託者は、必ず事前調査および準備等をおこなってから、この委託業務を履行すること。
8. 設計図書に特に明示されていない事項であっても、本委託業務の履行上、当然必要な事項については、受託者の負担において対処すること。

## 7 一般的損害

1. 受託者は、この委託業務の履行において、既設の構造物および設備を損傷しないよう十分注意すること。万一、損傷した場合は、同等以上の資材を用いて速やかに原状回復の適切な措置をとること。ただし、この措置に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。

## 8 災害防止等

1. 受託者は、この委託業務の履行において、現場作業従事者の災害防止に必要な措置をとるとともに、労働基準法および労働安全規則等の作業保安規定を遵守すること。
2. 受託者は、この委託業務の履行において、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対して、以下の防止措置をとって、事故の防止および作業員の安全をはかること。

- 1) 酸素濃度測定 18 % 以上
- 2) 硫化水素濃度測定 10 ppm 以下
- 3) 十分な換気の実施
- 4) 保護具の備え付け・使用・点検等の実施
- 5) 人員の点検
- 6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任
- 7) 酸素欠乏症・硫化水素中毒に関する特別教育の実施
- 8) 監視人の配置
- 9) 作業者の退避等異常時の措置

3. 受託者は、この委託業務の履行において、現場の状況に応じた適切な保安設備を設置すること。
4. 受託者は、この委託業務の履行において、火気等に十分注意を払うこと。
5. 受託者は、酸素欠乏症等防止規則第3条による記録を行い、報告書を提出すること。
6. 受託者は、作業中作業員の安全確認のため監視人を設置し、常に槽内作業員の監視を怠らないこと。
7. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、講習修了証の写しを提出すること。また作業中は作業現場に常駐し、安全管理に努めること。

## 9 清掃、跡片付け

1. 受託者は、この委託業務の履行において、現場の整理整頓、跡片付け、および清掃をおこなって、清潔な作業環境の保持につとめること。
2. 受託者は、この委託業務の履行において、道路・側溝・場内諸施設を汚損しないよう十分注意すること。万一、汚損した場合は直ちに洗浄清掃等の適切な措置をとること。ただし、この措置に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。
3. 作業終了後は、速やかに使用機器・仮設物等を搬出して作業場所の清掃につとめること。

## 10 検査

1. 受託者は、この委託業務を履行した後、報告書を提出して、検査を受けるものとする。  
なお、検査に合格しない場合は、不完全な箇所について、この委託業務を再度履行してから、再検査を受けること。ただし、この措置に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。
2. 作業中の検査および完了検査は、現場責任者が必ず立ち会うものとする。

## 11 周辺住民への配慮

1. 受託者は、臭気および騒音等によって、周辺住民の迷惑にならないよう適切な防止措置をとること。

## 12 業務内容

1. 正儀最終処分場調整槽 槽内清掃業務 1式
  - 1) 汚泥抜取工 50. 0m<sup>3</sup>
  - 2) 汚泥脱水工 50. 0m<sup>3</sup>
  - 3) 槽内清掃工 2 3 7 . 2m<sup>2</sup>
  - 4) 汚泥運搬工 3 . 3m<sup>3</sup>
  - 5) 散気管清掃工 3 0 . 0m

## 13 作業概要

1. 運転管理受託者と事前に協議し、調整槽の水位調整を行うこと。
2. 調整槽の汚泥・砂等を下記の標準使用機械にて抜取ること。槽内の表面にスカム等が発生している場合は予め、高圧洗浄車での破碎作業を行うこと。

汚泥抜取作業：4 t , 154kW強力吸引車、壁面洗浄作業等：4t, 154kW高圧洗浄車

3. 脱水車により、抜き取った汚泥を脱水する。
4. 汚泥脱水作業は、脱水汚泥含水率が 85 %以下となるよう凝集剤等を注入、攪拌するなど適切に管理すること。脱水汚泥は山上新最終処分場に持ち込むこと。
5. 最後に槽内壁面の洗浄を高压洗浄車を用い行うこと。
6. 槽内に砂が堆積していた場合、土のう詰めにし搬出すること。ただし、多量の砂の堆積が確認された場合、監督員と協議し強力吸引車で抜取り後、直接運搬することができるものとする。

#### 1.4 支払について

1. 支払は完了検査合格後一括払いとし、請求書受理から30日以内とする。